

所得の申告は正しくお早めに

	所得税・復興所得税の確定申告	市県民税の申告
とき・ところ	2月17日(月)～3月16日(月) (日曜を除く) ※2月24日(金)、3月1日(日)は開場 豊橋税務署 ※駐車場は大変混雑します。公共交通機関を利用してください。	2月4日(火)・5日(水) 三谷公民館 2月6日(木) 大塚公民館 2月7日(金) 西浦公民館 2月12日(水)・13日(木) 形原公民館 2月17日(月)～3月16日(日) 市民体育センター(日曜を除く) ※2月22日(土)午前は開場
時間	午前9時～午後5時 ※申告書の作成に時間がかかるので、時間に余裕をもってお越しください。混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。	午前9時～午後3時30分 (提出のみの場合は午後4時まで) ※2月22日(土)は午前9時～11時30分
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●マイナンバーカードまたは通知カードおよび運転免許証など身元確認できるもの ●本人名義の預金通帳など口座番号が分かるもの ●給与、公的年金の源泉徴収票(原本のみ可。年金支払通知書は不可) ●控除を受けるための証明書など <ul style="list-style-type: none"> ①医療費控除…医療費控除の明細書または領収書 (領収書の方は合算を事前に行ってからお越しください) ②社会保険料・障害者控除…その領収書、証明書など ③生命保険料・地震保険料控除…控除証明書 ④扶養・配偶者(特別)控除…その所得がわかるもの ⑤寄附金控除…寄附した団体の領収書など 	
問合せ先	電話相談センター ☎ 0532-52-6201 ※自動音声案内 0	市民体育センター ☎ 67-0400

税務課 ☎ 66-1116

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方が申告するとワンストップ特例の適用が受けられなくなりますので、寄附金控除も申告する必要があります。

※申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせは1月下旬に発送します。

※源泉徴収票・各種証明書などがないと申告ができません。お持ちでない方は必ず再発行してきてください。

5自治体がふるさと納税の対象外になります

法改正により、令和元年6月1日以降に支出した以下の団体に対する寄付はふるさと納税の対象外になります。ご注意ください。

- 東京都
- 大阪府泉佐野市
- 静岡県小山町
- 和歌山県高野町
- 佐賀県みやき町

ふるさと納税の対象外って？

次の計算による特例控除額が適用されなくなります。

特例控除額

$$(\text{寄附額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税率})$$

※特例控除額は市県民税所得割額の20%を限度とする

※一般的な寄附金控除((寄附額 - 2,000円) × 10%)は、6月1日以降に支出した寄附にも適用されます。